

# こどもの性被害を防ぐために 保護者の皆さまにお願いしたいこと

## 1 こどもの権利について知ること



こどもの権利を学ぶことで、こどもは、危険に対して「いや」と言いやすくなると考えられます。

保護者の皆さまも、こどもたちと一緒に**こどもの権利**についてご理解をお願いします。



### 参考パンフレット

ちかごろよく聞く こどもの権利って！？  
(こども家庭庁)

URL:<https://www.cfa.go.jp/policies/childrights>



### 「生命(いのち)の安全教育」

こどもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教材です(文部科学省)。

URL:  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index2.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html)



## 2 こどものサインに気づくこと



こどもは、性暴力を受けても、被害を訴えることが難しいケースが多いです。

**こどもが見せるサインを見逃さない**よう、日頃からこどもの様子に目を配ってください。



### 参考パンフレット

こどもたちのためにできること  
～性被害を受けたこどもの理解と支援～  
(内閣府・こども家庭庁)

URL:  
[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/seibouryoku/index.html#child](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html#child)

※ サイト下部に当該パンフレットがございます。



## 性被害に関する ご相談はこちらへ

こどもから被害の相談があった場合、異変を感じた場合、相談してよいかわからない場合でも、悩まず相談してください。

誰からの相談かや、相談の内容に関する情報は、厳格に取り扱います。相談したことで、不利益を受けることはありません。

特定非営利活動法人CIL豊中 障害児通所支援 ボーイズ＆ガールズ  
こどもへの性暴力 相談窓口 ボーイズ＆ガールズ管理者まで 電話06-6843-5580  
※報告・対応ルールについては、当法人ホームページのボーイズ＆ガールズ内に掲載しています。

○OSAP子どもサポートセンター「サチッコ」 電話06-6632-0699  
○豊中市こども総合相談窓口 こども安心課 電話06-6852-5172  
○豊中市児童相談所 電話06-6868-9230

こども性暴力防止法の詳細については、  
こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

URL:<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

こども性暴力防止法

検索 🔍

こどもまんなか  
こども家庭庁



# こどもの性被害を防ぐために ボーイズ＆ガールズの取組

## ◆ こども性暴力防止法に基づき取り組んでいます

「性暴力」には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。

<「性暴力」の例>

不同意性交、性的部位への接触、わいせつな言動、児童買春、児童ポルノ撮影・所持、のぞき、盗撮 等

### 起こさせません、見逃しません

- ・ 面談・アンケート
- ・ 相談窓口の設置
- ・ 従事者への研修

などを実施しています。



### 職員の性犯罪前科を確認しています

(\*)法施行(令和8年12月25日)後順次  
性犯罪前科がある職員は、  
性暴力のおそれを踏まえ、  
こどもと接する業務に  
従事させません。



(個別の確認結果は 法律上お伝えできません。)

## ◆ ボーイズ＆ガールズの職員は「不適切な行為」は行いません

### 性暴力につながる「不適切な行為」として、次の行為を定めています

【ボーイズ＆ガールズは重症心身障害児を対象とした障害児通所支援事業を運営しています】

- (1) 児童と私的な連絡先(SNSアカウントを含む。)を交換し、私的なやり取りを行うこと
- (2) 私的な端末で、児童の写真を業務外の目的で撮影すること
- (3) 児童と二人きりで事業所外で私的に会うこと

## ◆ 万が一、性暴力の事案が発生したら

こどもを守ることを最優先に、関係法令やルールに基づき、事実の確認やこどもの保護に組織として全力で対応します。また、日頃からそのための体制を整えています。

事案の概要は、原則として、事案にかかわっていない保護者の皆様にも、ご説明します。

ただし、事業者の対応に遅れや混乱が生じたり、二次被害等が生じることを防ぐため、必ずしも事案の発生直後に説明を行わない場合があります。ご理解をお願いします。

## お願い

## うわさを立てたり、広めたりしないようお願いします

性犯罪歴や性暴力の疑いなどの情報は、個人の重要なプライバシーに関わります。

性暴力の被害のうわさが広まると、被害を受けたこどもやその家族を大きく傷つけ、二次被害につながります。



このようなプライバシーにかかわるうわさを流した場合、法律に定める刑罰や、損害賠償の対象となる可能性があります。

